

東京司法書士会と協定を締結しました

- ・ 杉並区空家等対策の相談事業に関する協定
- ・ 災害時における被災者等相談の実施に関する協定

杉並区は、3月24日(火)に杉並区役所本庁舎にて、東京司法書士会と「杉並区空家等対策の相談事業に関する協定」、「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」を締結しました。

「杉並区空家等対策の相談事業に関する協定」は、杉並区にも約1,300件を超える空き家(令和6年度末時点)があり、なかには著しく老朽化した空き家も存在することから、空き家所有者等への意識啓発・相談支援を連携して行うことを目的に締結しました。



また、「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」は、大規模な災害の発生時に、被災者が相続や登記、財産管理など様々な法的手続きに直面した際に、被災者の不安や悩みを解消し、速やかな生活再建に資するため、相談体制の整備を図り、被災者の支援をすることを目的に締結しました。

杉並区空家等対策の相談事業に関する協定

<協定の目的>

区内の空家等の適正管理、発生抑制、有効活用を通じて安全・安心な住環境の形成を図り、所有者等に対する意識啓発、相談支援を効果的に進めることを目的としています。

<主な協力内容>

- 空家等に関する無料相談窓口の設置
- 区から協力の要請があった場合に、専門家の派遣等を行う
- 適正な管理がなされていない空家等の発生の未然防止、空家等の有効活用等のため、空家等に関する取組等の情報共有に努める

災害時における被災者等相談の実施に関する協定

<協定の目的>

大規模な災害が発生した場合に、被災者等からの相談を速やかに実施することを目的としています。

<相談の概要>

- 相続に関する相談
- 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- 不在者財産管理制度、相続財産管理制度等に関する相談
- 成年後見制度に関する相談



令和8(2026)年3月25日
杉並区総務部広報課

協定の締結にあたり、岸本聡子区長は「平常時と災害時の相談体制を整えていただくことで、区民の不安解消や、速やかな生活再建につながる大変重要な協定であると考えています。今後も様々な面で連携・協力を強化していきたいと思っています。」と述べました。

また、東京司法書士会の^{ちのりゅうじ}千野隆二会長は「今回の協定を通じて、平常時から杉並区と連携・協力し合える体制を整え、区民の皆様の権利を守るための取組を進めてまいります。」と話されました。

【報道機関 問い合わせ先】

「杉並区空家等対策の相談事業に関する協定」について

住宅課空家対策係：03-3312-2111（内線3547）

「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」について

防災課防災計画担当：03-3312-2111（内線3603）

広報課報道係：03-3312-2111（内線1574）